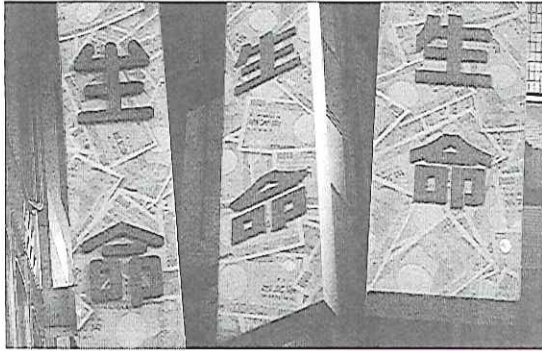


実務 特集

生命保険を活用した節税(上)

基礎から確認



◀生命各社では節税となる商品を数多くそろえる

通達後もなお大きいメリット 受取権利の評価額も考慮に

生命保険を使った節税はポピュラーだが、保険会社の新商品開発と当局の対応が目まぐるしく変化するだけに、改めてしっかりとその内容を把握しておくべき。今回から2回にわたり、昨年大きな動きをみせた通達定期保険による節税を中心に課税関係を整理する。
(アドバイザー/税理士 小川英)

はじめに

平成20年2月28日、個別通達「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取り扱いについて」の改正が認められ、従来保険料の金額が損金として認められてきた通達定期保険についても、保険料の二分の一等一定金額のみが損金となる趣旨の規制がなされた。本稿では、当該規制を踏まえ、現在利用可能な生命保険を活用した節税について、その概要を述べる。

I 生命保険を利用した節税とは

生命保険を利用した節税には二つの側面がある。第一に、保険料を損金または必要経費に算入することにより、所得課税の節税。第二に、保険料により利益を圧縮しつつ、会社や個人の現金を生命保険契約に関する権利などに転換し、自社保険料を支払う期の所得課税を翌期以降に繰り延べることを意味し、純粋な節税とは異なる。つまり、翌期以降に解約返戻金を受け入れた時点で、その保険金について課税が行われることを認識しなければならぬ。実行する際には、解約返戻金を受け入れる際のプランニングが必要であることが分かる。また、後者については、生命保険契約に関する権利などの評価は解約返戻金がベースとなることから、解約返戻率が高くなると節税効果が少なくなってしまう。これらのプランは、保険料をキャッシュアウトして得られる節税であるため、損益のみならずキャッシュフローの予測を慎重に行うことが重要だ。その際、保険料の払い込みおよび解約返戻



金の受取りについて、保険料および商法の消滅時効の規定を念頭に確認すべきだ。保険の「失効」の効果と解約のタイミングを十分に理解しておく、節税プランに柔軟性がなくてはならない。生命保険契約は、契約者がだれであるか、また保険金の受取人などをどう設計するかによって、その扱いが変わってくる。

II 法人契約の場合の節税

1 所得課税における節税

法人が節税目的で契約する生命保険契約には、表の形態が考えられる。同20年2月の改正通達は、通達の規制する通達定期保険の範囲について、保険期間満了時の被保険者の年齢を45歳超と設定した。そして、満期年齢が45歳超で設計される定期保険契約については、保険料の二分の一ないし四分の一のみ損金算入を認めると定めた。これにより、実質的に、保険料の全額が損金算入とされ、かつ高額の解約返戻金を期待できる保険商品は存在しなくなった。

[表]

種類	契約者	死亡保険金	満期保険金	損金に算入される保険料
養老保険	法人	従業員(遺族)	法人	1/2 (福利厚生) ※原則、全員加入
定期保険	法人	法人	-	1/2、1/3、1/4 (特定の者可)
	法人	従業員(遺族)	-	1/2、1/3、1/4 (福利厚生または給与)
ガン保険 (控身払込型)	法人	法人	-	全額 (特定の者可)
	法人	従業員	-	全額 (福利厚生または給与)

法人税率などの実効税率を仮に40%とした場合、100の損金算入保険料につき、課税の繰延べ効果が40得

られる。よって、全額損金の場合には、保険の解約返戻率が60%を、二分の一損金の場合には80%超えれば税引き後の手取現金を増加させる可能性が出てくる。同20年2月の通達の改正により、全額損金と認められる保険は大きく規制されなくなったが、それでもなお、二分の一を損金算入できる契約やガン保険は税務上のメリットが大きいといえるだろう。

(2) 財産評価における節税

非公開会社は、生命保険の保険料を拠出することにより、自社株式の類似業種比準価額、および純資産価額の評価を下げることができる。これは、手持ち現金を生命保険契約に関する権利などに転換することによる自社株対策である。類似業種比準価額の評価においては、保険料を損金算入することにより、一時に利益を圧縮することで、その評価を下げることができる。また、純資産価額の評価において、生命保険契約(満期保険金など)が支払われるものに限る、は解約返戻金相当額で評価するため、開始から2~3年以内の解約返戻率の低い期間が、実際に支払った保険料の現金相当額よりも評価を引き下げることができる。

2 法人契約の場合の節税

法人がその従業員の福利厚生を目的とし、養老保険またはガン保険契約を結ぶ場合には、原則として、従業員の全員について、同様の内容の保険を契約する必要がある。保険料が福利厚生として認められるためには、その機会が全員に均等に与えられていることが要件となる。特定の従業員を被保険者とする保険の保険料は、その者の給与となること(法基通91314)。ただし、社内規程で職種、勤続年数などに基つき、保険加入の有無、保険金額などに差が設けられている場合には、それが合理的な格差であるときは、福利厚生の趣旨があるものと解され、保険料の損金算入が認められる。また、養老保険については、同族会社で従業員の全部またはその大半を同族関係者が占める会社では、たとえ全員加入として契約した場合でも、当該保険料は、従業員の給与とされる点がもうひとつの留意点として挙げられる(所基通36131)。

これに対し、定期保険は、特定の役員などを被保険者とし、かつ保険金の受取人を会社としている場合でも、当該保険にかかる保険料の二分の一など一定の額は、損金に算入される。またガン保険も、保険金の受取人を法人にする場合には、特定の役員などを被保険者とする場合でも、保険料の金額が損金に算入される。これは、定期保険などは掛け捨て保険であり、貯蓄性がないため、当該保険料は金融費用的なものと考えられるからだ。つまり、定期保険やガン保険のプランであれば、従業員が同族関係者で占められているような小規模な会社でも節税を試みることができる。法人の保険契約の大きなメリットは、会社の代表者を含め、側近の役員などを被保険者とする保険契約により節税を図れることに見込めることができる。

最後に、法人が契約した保険を、役員などに名義変更する場合の価額について考察したい。法人が役員などの退職金を原資とするために、養老保険や定期保険を契約し、その者の退職に際し、当該保険の名義を退職者に変更することがある。この場合、会社は当該保険契約に関する権利を、退職者に退職金として移転することになる。この際の保険契約に関する権利の価額は、解約返戻金相当額で評価するのが原則である。この点、移転する保険が、通達定期保険のように、解約返戻率が大きく変動するものである場合、その価額の評価には注意を要する。たとえば、契約期間の初期で解約返戻率が低い時期に、個人に保険を譲渡し、その後解約返戻率が高くなった時点で、個人が解約返戻金を取得するケースを考えると、この一連の取引で、法人は保険料の節税効果を受けつつ、解約返戻金は個人で一時所得として課税される。これも節税と考えられるだろう。しかし、譲渡直後に解約返戻率が著しく上昇する権利を低い返戻率で評価して譲渡されること(経済人として合理的な行為といえるか、また本条給与として支払うべきところ、これを保険料として支払い、その結果、個人のレベルで不当に税負担を軽減している)と指摘されないかが懸念されるところ。たとえ同族会社が、同族役員に保険を移転する際の価額の設定には注意すべきだろう。

(税理士) 小川英

実務 特集

生命保険を活用した節税 下

基礎から確認



保険商品は次々に開発されている

個人事業者 カギは経費性 注目される相法24条の行方

今回は、法人による生保節税の基本的な考え方と実施における注意点を述べた。今回は、個人契約による節税がテーマだ。個人事業者の保険料の経費算入など、法人の損金算入基準から応用できる部分も多いが、相違点も把握しておきたい。また、個人の節税で重要となるのが相続税。当局の動きを見通しながら解説する。

(アドバイザー/税理士 小川実)



Ⅲ 個人契約の場合の節税

1. 概要

個人が生命保険契約を締結する場合の節税には、第一に、支払った保険料について事業所得などの必要経費に算入することや、所得控除を適用することによる所得税の節税がある。第二に、相続税の節税として、相続人を被保険者とする生命保険契約などを締結し、現金を保険金に関する権利へ転換することなどが挙げられる。相続税法上、保険金に課税される利は、解約返戻金相当額などで評価されるため、現金として財産を残すよりも節税となる。また、保険金を年金で受け取り、年金受給権として評価を受けることも節税になる。なお、死亡保険金については、相続税法上一定の非課税枠も設けられている。

2. 所得課税における節税

個人事業者が、事業の遂行上契約する生命保険としては、表の形態が考えられる。個人事業者が、福利厚生を目的として、従業員を被保険者とし、満期保険金の受取人を事業主に、そして死亡保険金の受取人を従業員の遺族とする養老保険契約、および保険金の受取人を従業員の遺族とする定期保険またはガン保険を契約する場合には、当該保険料は、法人の場合と同様に、福利厚生費として事業所得などの必要経費に算入することができる。特定の従業員のみを被保険者とする場合には、その者に対する給与となる点も、法人契約の場合と同様だ。特定の従業員を被保険者とし、保険金の受取人を

[表]

Table with 4 columns: 種類 (Type), 契約者 (Contractor), 死亡保険金 (Death Benefit), 満期保険金 (Maturity Benefit), and 損金に算入される保険料 (Insurance premium deductible as expense). Rows include 養老保険 (Annuity), 定期保険 (Term Insurance), and がん保険 (ガン保険) (Cancer Insurance).

個人事業者とする定期保険およびガン保険にかかる保険料も、法人同様必要経費算入が認められる。しかし、法人契約の場合と異なり、家族従業員(青色事業専従者を含む)を被保険者とする養老保険、定期保険およびガン保険の保険料は、事業費とされ、必要経費性を否認される。この遂行上必要であるとして明確に位置付けることが困難であるからと考えられる。ただし、定期保険およびガン保険については、保険金などの設定がほかの従業員と同様で、かつ保険金の受取人を事業主

としないうちは、必要経費算入が認められる。また、法人契約の場合には、代表者を被保険者とする保険料に損金性が認められるのに対し、個人事業者の場合には、個人事業主を被保険者とする保険料は、原則として事業費とされ、必要経費に算入できない。

所得税法および地方税法では、個人が支出した生命保険料の一部を、その年分の所得から控除する生命保険料控除を定めている。この控除は、保険金の受取人のすべてを、その保険料などの払込みをする者またはその者の親族とする。一定の生命保険契約などにかかる保険料が対象になると規定している。よって、その年中に当該保険料を負担した者が、その負担額のうち一定の金額について所得控除を受けることができる。生命保険料控除は、一定の生命保険契約および個人年金契約にかかる保険料が対象である。現在は一般の生命保険契約および個人年金契約に課税される。所得控除額が設計されたら、平成20年12月12日に発表された与党の同21年度税制改正大綱では、2024年以降に契約する介護保険または医療保険にかかる保険料について、従来の枠組みとは別個に、所得控除の設計を行うことが盛り込まれており、注目される。

3. 財産評価における節税

相続税法においては、被相続人が保険料を負担した生命保険契約などの年金受給権は、払込保険料総額に比して低く評価され、かつ年金の受給期間が長ければ長いほど、その評価は低くなる(相法24条)。したがって、相続財産として現金を残すよりも、年金受給権として残したほうが、相続税を節税できる。

4. 通達改正の影響と今後の生命保険の活用

同20年2月の通達改正は、法人契約に関する通達であるが、個人契約についても法人契約に準じて取り扱われるものと考えられる。ただし、個人事業者が、本人や家族など特定の従業員を被保険者として定期保険を契約しても、当該保険料は必要経費に算入できないため、そもそも個人契約の通達定期保険は節税方法としてなじみがなかったと考えられる。また個

個人事業者が従業員を被保険者とし、自己を被保険金の受取人とする保険契約は、モラルリスクに十分な配慮が必要であることから、保険商品自体も多くなかろうと思われ。個人事業主にとっての生命保険の活用は、主として従業員が福利厚生を重視した保険料の必要経費算入による所得税の課税の繰延効果、ならびに従業員の退職金、弔慰金および将来の設備投資に備えた資金の留保と考えることができる。個人事業者においては、個人事業主および家族従業員を被保険者とする保険料の必要経費算入に制限があることから、保険による節税効果は小さい。

個人契約で今後留意すべき点は、年金受給権の評価である。以前から、相続税法24条の節税効果の大きさは注目されていた。国税庁が財務省に改正要望を提出していることも明らかになっており(納税通信3042号1面)、近い将来通達などで規制が入る可能性もないわけではない。相続税対策のために、余裕のある資金にいついまだのうちに長期の年金契約を締結するなどの対策を講じることも検討すべき時期にきているかもしれない。

IV おわりに

以上、同20年2月の通達定期保険に関する通達改正を踏まえ今後の生命保険の活用について概説してきた。通達改正により、法人契約の保険料の損金算入が大幅に制限され、契約効果は小さくなった。しかしながら、契約期間の早期に高い返戻率を実現する商品も設計され、まだ保険を利用した法人税および所得税の課税の繰延効果は依然として存在する。保険を利用した節税は、課税の繰延べであって、解約返戻金などの受給時には、当該返戻金などについて法人税などが課せられる。保険プランのポイントとは、この解約返戻金に対する課税を最小化し、節税効果を十分に得ることにある。保障の内容、保険料、保険期間、返戻率などを十分に吟味し、将来の支出のタイミングを慎重にプランニングすることが重要である。今後の当局の動きとしては、通達定期保険に引続き年金受給権の評価についての規制がうやむやとされる。生命保険分野の税制改正に今後目が離せない。

(おわり)